

# 文教委員会陳情説明資料

令和元年12月13日

件名	頁
(子ども家庭部)	
1 受理番号29 認可保育園の副食費徴収の撤回を求める陳情・・・・・・・・・・	2

( 教育委員会 )

件名	受理番号29 認可保育園の副食費徴収の撤回を求める陳情
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、子ども施設入園課 待機児対策室 子ども施設整備課
陳情の要旨	認可保育園の副食費の徴収について、ただちに再度十分な検討をし、必ず撤回すること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 副食費徴収に関する基本的な考え方について</b></p> <p>(1) 国における考え方  幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いについては、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）において、「幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする」とされた。</p> <p>(2) 足立区における考え方  区においては、平成17年度の保育料改定時に「足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会（以下、「審議会」という。）」より「食材費相当分の利用者負担を求めるべき」の答申を受け、食材費のうち、副食費を保育料に含めるかたちで改定した経緯がある。</p> <p>今回の幼児教育・保育の無償化にあたり、あらためて「審議会」へ令和元年7月16日に諮問し、同年8月5日に「国方針に基づき、教育・保育施設及び地域型保育を利用する3歳から5歳児の給食費について、利用者に一定額の負担を求めるべきである。ただし、低所得者世帯及び多子世帯に対する軽減措置を講じるべきである。」との答申を受けた。</p> <p>この答申を受け、検討を行った結果、引き続き、副食費相当分について利用者に負担していただくこと、又、低所得者世帯と多子世帯に対し徴収を免除することを決定した。</p> <p>ア 副食費の徴収  幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで3歳から5歳の保育料に含まれていた副食費（4,500円）について徴収を行う。</p> <p>イ 低所得者世帯と多子世帯に対する徴収の免除</p> <p>(ア) 区民税所得割額が57,700円未満世帯及び全所得階層の第3子以降の子どもに対する副食費の支払いを免除する。</p> <p>(イ) 区民税77,101円未満のひとり親世帯、里親、在宅障がい児のいる世帯の副食費の支払いを免除する。</p>

	<p><b>2 副食費徴収に関する新たな事務について</b></p> <p>(1) 私立認可保育園における料金収納管理事務  これまでも延長保育料の徴収等を行っており、今回の副食費の徴収についても、保育園規模や状況にあった方法で口座振替、収入代行等による対応が行われている。</p> <p>(2) 私立認可保育園への支援  事務量増への対応として、徴収事務経費加算の補助を行っている。</p> <p><b>3 利用者に対する周知について</b></p> <p>(1) あだち広報及び区ホームページへの掲載  (2) チラシの作成及び配付（在園児及び新規利用希望者向け）  (3) 子育て世帯向け説明会  (4) 保育コンシェルジュによる個別相談</p>
問題点等	